

シチュエーション3 災害による臨時休校になった場合、手当の支給はどうなるのか？

②給与

1 特殊勤務手当

(1) 多学年学級担当手当

※臨時休校の場合でも、支給の対象となる。

ただし、現時点では支給できると考えられますが、災害が起きた場合にその規模などにより、判断する可能性があります。【H25年度県教委回答】

支給要件	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師が、多学年学級における授業又は指導に従事したとき。
支給対象者	教諭、助教諭、講師、主幹教諭、指導教諭
支給額	(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級・・・350円 (2) 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級・・・290円
支給手続	特殊勤務実績簿に記載。月例報告

(2) 教育業務連絡指導手当

※災害時でも通常どおり支給される。

支給要件	著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。 (小学校) 教務主任、学年主任、研究主任、分校主任、人権教育主任 (中学校) 教務主任、学年主任、研究主任、人権教育主任、生徒指導主事の職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。
支給対象者	教諭、養護教諭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師
支給額	200円 ※1日あたり
支給手続	特殊勤務実績簿に記載。月例報告

書類様式 ・特殊勤務実績簿

根拠法規
通知文書

- (1) 公立学校職員の給与に関する条例第16条 高教必P891
職員の給与の支給等に関する規則第7条 高教必P1163
関係別表第2 高教必P1194
18高教第1315号 H19.3.12 通知文書
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例第16条 高教必P891
職員の給与の支給等に関する規則第7条 高教必P1163
関係別表第2 高教必P1199